

内閣参質二一二第九七号

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聡君提出キックバックされたパーティー収入の政治資金収支報告書への不記載問題における登録政治資金監査人の適正性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出キックバックされたパーティー収入の政治資金収支報告書への不記載問題に

おける登録政治資金監査人の適正性に関する質問に対する答弁書

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十三第一項に規定する登録政治資金監査人による政治資金監査は、同条第二項各号に掲げる事項について行うものとされており、御指摘の「収入の有無」については、当該監査の対象となっていない。